

## 新型コロナウイルス感染症対応における保健所の業務について

令和 4 年 3 月 22 日

葛飾区保健所

清古 愛弓

◎当初はすべての業務が保健所業務となったが、順次委託化等を行った。

## 1 業務の切り分け

## (1) 委託化が可能となった業務

- ・ 電話相談業務⇒コールセンター
- ・ 検体採取⇒地域外来・検査センター（医師会等）
- ・ 検体搬送業務（地方衛生研究所等への搬送）⇒バイク便
- ・ 患者の移送業務⇒民間救急

## (2) 東京都での広域的管理、調整

- ・ 夜間・休日自宅療養者相談センター
- ・ 入院調整、夜間入院調整
- ・ 高齢者入所施設等でのクラスター発生時対応（DMAT 看護師派遣）
- ・ 健康観察フォローアップセンター（条件つき）
- ・ 食料の配送、パルスオキシメーターの送付

## (3) 本人からの申し込みに変更（感染者全員に送付から希望者に変更）

- ・ 就業制限書、療養証明書

## (4) 医療機関に依頼

- ・ 濃厚接触者の PCR 検査（診療・検査医療機関）
- ・ 発生届の HER-SYS 入力（協力医療機関）
- ・ 自宅療養者の健康観察（協力医療機関）

## (5) 事業所等への依頼

- ・ 濃厚接触者の特定

## (6) 残された保健所業務（保健所の本来業務）

- ・ 住民への広報活動（広報、HP）
- ・ 届け出の受理、HER-SYS 入力（FAX での届出分）
- ・ 積極的疫学調査、調査結果の HER-SYS 入力
- ・ 入院勧告書の作成・送付、医療費の支払い
- ・ 関係機関との連絡会（医師会、病院、薬剤師会、高齢者施設等）
- ・ 福祉施設での感染発生時の相談対応
- ・ 緊急の入院調整、救急要請があった場合の入院調整
- ・ 施設入所者の健康観察、在宅でのハイリスク者の健康観察

## 2 保健所業務での課題

### (1) 勤務体制

- ・従来：平日業務が主体、夜間・休日の連絡通報受理業務は委託
- ⇒今回：土日も発生届受理、健康観察、入院調整、高齢者施設からの相談  
土日、年末年始を含めた当番制配置、時間外勤務（22 時頃まで）

### (2) 医療への関わり

- ・従来：感染症医療は医療機関での外来治療で必要時入院調整
- ⇒今回：自宅療養の健康観察を保健所が担い、症状悪化時に入院調整  
夜間救急要請時に、救急本部より保健所に連絡が入り、入院判断  
を求められることが多かった（その後消防庁との協議で改善）。

## 3 健康危機管理対応者の健康管理等

### (1) 特定の職員への負担軽減

- ・兼務体制（保健所での応援体制の強化）
- ・早期の配置換え（1 年を待たずに異動）⇒異動先からの保健所応援
- ・全庁的な応援体制（フェーズ毎の応援人数の計画策定と見直し）

### (2) 事務の効率化（デジタル化）による時間外勤務時間の軽減

- ・FAX⇒HER－SYS 入力
- ・電話での情報提供⇒SMS（ショートメール）で情報提供
- ・電話での聞き取り⇒ホームページからの電子申請

### (3) 環境の整備

- ・電話回線の拡大：携帯電話のレンタルで対応
- ・勤務場所：大ホールなど、応援職員の勤務場所の確保
- ・休憩場所の確保、昼食の場所の確保

### (4) 受援体制の計画

- ・応援職員を受け入れるためのリーダー養成  
⇒保健所の各課からリーダーを養成し、区役所からの応援職員の指導  
を行う体制

### (5) 職員の健康管理

- ・土日を含めた当番制配置により、休日の確保
- ・時間外勤務時間により、産業医の面接
- ・管理職面接により、相談体制

### (6) 課題の早期把握と対応策の検討

- ・平日毎日 16 時半から 30 分程度、課題の確認と対応策について協議
- ・土日も管理職 1 名が当番で勤務し、連絡体制を確立

2021年12月20日

健康危機管理の体制整備に関する提言

全国保健所長会

会長 内田勝彦

保健所は健康危機管理の拠点として、常にマネジメント能力を維持し、危機発生時には機動力を高めるよう、以下の事項について会員の資質向上のために、提言する。

1. 健康危機管理に関する事象(感染症・食中毒・災害・事故等)を判断できる
2. 危機事象発生の際には、初期対応が可能な組織体制を構築する
3. 有用な情報や科学的な知見を対策に反映する公衆衛生マインドを養う
4. 平常時から地域をつなぐ関係機関のネットワークを構築する
5. 受援及び支援を想定した対応訓練や研修を継続する
6. 対応経験はPDCAを意図して分析や評価を行い、将来の健康危機に備える
7. 職員の心身の健康管理と持続可能な業務体制を構築する

よって、保健所長は、地域の健康危機管理においてリーダーシップを発揮するよう、これら7項目において研鑽をつみ、実践することに努める。

(作成:健康危機管理に関する委員会)